# 重 要 事 項 説 明 書 (指定短期入所生活介護)

# 1 指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	事業者名称 社会福祉法人あやまユートピア	
代表者氏名	代表 者氏名 理事長 松本 直明	
本社所在地	本 社 所 在 地 三重県伊賀市馬場 600 番地	
(連絡先及び電話番号等)	(連絡先及び電話番号等) 事務所 TEL:0595-43-2300 FAX:0595-43-2308	

# 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

# (1) 事業所の所在地等

事業所名称	指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームぬくもり園	
介護保険指定事業所番号	2473200109	
事業所所在地	伊賀市馬場 600 番地	
連 絡 先	TEL:0595-43-2300 FAX:0595-43-2308	
通常の送迎の実施地域	1 付省市•田省市	
利 用 定 員	22名	

# (2) 事業の目的及び運営の方針

事	業	の目	的	自宅等で生活される、要介護・要支援状態の皆様に、介護保険法の定める 適正な短期入所生活介護事業を提供し、在宅生活の自立の手助けをするこ
				とを目的とします。
				当事業所は、利用される皆様の心身の特性を踏まえた上で、その有する能
運	営	の方	針	力に応じて自立した日常生活を営むことが出来る様、必要な日常生活の世
				話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

# (3) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	<ul><li>1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。</li><li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	1名 本体施設管理者 と兼務
医師	利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1名 本体施設と兼務

生活相談員	<ul><li>1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。</li><li>2 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</li></ul>	1名以上 本体施設と兼務
看護師・ 准看護師 (看護職員)	<ul><li>1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況 等の把握を行います。</li><li>2 利用者の健康管理や静養のため必要な措置を行います。</li><li>3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。</li></ul>	1名以上
短期入所生活介護計画に基づき、生活面での積極性を向 介護職員 上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の 話を適切に行います。		8名以上
機能訓練指導員	短期入所生活介護計画に基づき、その利用者が可能な限 りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	1名以上 本体施設と兼務
栄養士	適切な栄養管理を行います。	1名以上 本体施設と兼務

# 3 提供するサービスの内容及び費用について

# (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
短期入所生活介護計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所生活介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの 間の送迎を行います。 道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合 は車いすや歩行介助にて送迎を行います。
食事	利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養 状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者 の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。

	食事の提供及び 介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び 介助	1週間に 2 回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭、洗髪などを行います。
日常生活	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や 排泄の介助、おむつ交換を行います。
上の世話	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1 日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介 助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお 手伝い、服薬の確認を行います。
₩⇔к≂ш∢市	日常生活動作を 通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
機能訓練	レクリエーション 訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を 提供します。

- (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 別紙「サービス利用料金表」のとおり
- (3) 営業日について

年中無休

送迎実施日 月曜日から金曜日 (祝日・年末年始を除く)

受付時間 8:30 ~ 17:30 ※受付時間外でも電話の対応は可能

# 4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに 基づき、送迎に要する費用の実費(1km あたり37円)を請求いたします。		
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた 時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
② キャンセル料	利用予定の前日17時までにご連 絡の場合	キャンセル料は不要です	
	利用予定の当日までご連絡のない 場合	食材費732円を負担いただきます	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
1日につき1,610円。 (ただし、朝食325円、昼食752円、夕食533円とし、1食単位で費用の3 ③ 食 費 払いを受けるものとします。) また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をしただきます。(1食当り食材料費及び調理コスト)		事を提供した場合は、費用の実費をい	
④滞在費	従来型個室費用 運営規程の定めに基づくもの		
⑤ 理 美 容 代	理美容代 2,000 円 (実費)		
⑥ そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

- ァ 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供 ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日 合)、その他の費用の請 頃に利用者あてにお届け(郵送)します。 求方法等 ァ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控 えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれ かの方法によりお支払い下さい。 ② 利用料、利用者負担額 (ア)事業者指定口座への振り込み (介護保険を適用する場 (イ)利用者指定口座(JA いがふるさとのみ)からの自動振替 合)、その他の費用の支 (ウ)現金支払い 払い方法等 ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領 収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な 理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内 に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくこと があります。

事業者指定口座

北伊勢上野信用金庫 阿山町支店

口座名:社会福祉法人あやまユートピア

理事長 松本 直明

普通 口座番号:48305

(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

#### 6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所生活介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所生活介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (3) サービス提供は「短期入所生活介護計画」に基づいて行います。なお、「短期入所生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (4) 短期入所生活介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。
- (5) 多額の金銭と貴重品はご持参しないで下さい。また、ご利用者間の金銭の貸し借りや、食べ物及び物品のやり取りはご遠慮下さい。
- (6) 喫煙・飲酒、騒音等他のご利用者の迷惑になる行為、宗教活動、政治活動は固くお断りします。

#### 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

管理者 常岡 敬子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所授業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

#### 8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを 防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、 直ちに身体拘束を解きます。

# 9 秘密の保持と個人情報の保護について

が記り体持と個人情報の体験について			
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul> <li>事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>		
② 個人情報の保護について	<ul> <li>事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</li> </ul>		

# 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

一、		
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電話番号 携帯電話 勤務先	
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

#### 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

伊賀市役所 健康福祉部 介護高齢福祉課

所 在 地 伊賀市四十九町3184番地 電話番号 0595-26-3939 ファックス番号 0595-26-3950 受付時間 8:30~17:30(年末年始・土日祝は休み)

#### 12 心身の状況の把握

短期入所生活介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 短期入所生活介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所生活介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

#### 14 サービス提供の記録

- ① 指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、 それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### 16 衛生管理等

- (1)短期入所生活介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び非常時に早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定通所介護について、利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための 窓口を設置します。

#### (2) 苦情申立の窓口

当事業所における苦情の受付窓口

指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームぬくもり園 相談・受付担当 徳村 優子	電話番号 0595-43-2300 FAX 番号 0595-43-2308
社会福祉法人 あやまユートピア 第三者委員	宮嵜 美政 0595-45-4016 伊室 春利 090-7699-7732

受付時間 8:30~17:30(月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

#### 行政機関その他苦情受付機関

伊賀市役所 介護高齢福祉課	電話番号 0595-26-3939
所在地 伊賀市四十九町 3184 番地	FAX 番号 0595-26-3950
が住地 伊東川四十九町 3104 街地	FAX 留与 0090-20-3900

受付時間 8:15~17:30(月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

三重県国民連合会保健介護福祉課	電話番号 059-222-4165
所在地 津市桜橋2丁目96番地	FAX 番号 059-222-4166
三重県福祉サービス運営適正委員会	所在地 津市桜橋2丁目131番地 電話番号 059-224-8111 FAX 番号 059-213-1222

受付時間 9:00~17:00 (月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

#### 20 ハラスメントの防止について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を確保するため、利用者の居宅等を含む職場内において、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為(以下ハラスメント等という。)は組織として許容しません。また、職員へのハラスメント等が確認された場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

# 21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

	所 在	地	三重県伊賀市馬場 600 番地
	法人名	社会福祉法人あやまユートピア	
事	代表者	名	理事長 松本 直明
業者	事 業 所	名	指定短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホームぬくもり園
	施設長		管理者 常岡 敬子
	説明者氏名		徳村 優子

上記内容の説明を事業者から確かに受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

契約者(ご利用者)	住 所		
	氏 名		
署名代行者	住 所		
	氏 名	( 続柄: )	

署名代行理由:\_\_\_\_\_\_

代理人 (後見人) ※要委任状	住 所		
	氏 名		
家族代表	住 所		
	氏 名	( 続柄:	
連帯保証人	住所		
	名前	( 続柄:	